

令和3年（2021年）

旭川市議会議案

第2回臨時会

令和3年4月12日開会

令和3年 月 日閉会

令和3年度旭川市一般会計補正予算について

令和3年度旭川市一般会計補正予算を別冊のとおり定める。

令和3年4月12日提出

旭川市長 西川 将人

令和3年度旭川市国民健康保険事業特別会計補正予算について

令和3年度旭川市国民健康保険事業特別会計補正予算を別冊のとおり定める。

令和3年4月12日提出

旭川市長 西川 将人

旭川市税条例等の一部を改正する条例の制定について

旭川市税条例等の一部を改正する条例を次のように定める。

令和3年4月12日提出

旭川市長 西 川 将 人

旭川市税条例等の一部を改正する条例

(旭川市税条例の一部改正)

第1条 旭川市税条例（昭和43年旭川市条例第20号）の一部を次のように改正する。

第14条第2項中「及び扶養親族」の次に「（年齢16歳未満の者及び控除対象扶養親族に限る。以下この項において同じ。）」を加える。

第28条の2第4項中「所得税法第198条第2項に規定する納税地の所轄税務署長の承認を受けている」を「令第48条の9の7の2において準用する令第8条の2の2に規定する要件を満たす」に改め、「次条第4項」の次に「及び第54条第3項」を加える。

第28条の3第1項中「控除対象扶養親族を除く」を「年齢16歳未満の者に限る」に改め、同条第4項中「所得税法第203条の6第6項に規定する納税地の所轄税務署長の承認を受けている」を「令第48条の9の7の3において準用する令第8条の2の2に規定する要件を満たす」に改める。

第53条第1項第1号中「本条、次条第2項及び」を「この条、次条第2項及び第3項並びに」に改める。

第54条第1項中「次項において同じ。」を削り、同条に次の2項を加える。

3 第1項の退職手当等の支払を受ける者は、退職所得申告書の提出の際に經由すべき退職手当等の支払をする者が令第48条の18において準用する令第8条の2の2に規定する要件を満たす場合には、施行規則で定めるところにより、当該退職所得申告書の提出に代えて、当該退職手当等の支払をする者に対し、当該退職所得申告書に記載すべき事項を電

磁的方法により提供することができる。

4 前項の規定の適用がある場合における第2項の規定の適用については、同項中「退職所得申告書が」とあるのは「退職所得申告書に記載すべき事項を」と、「支払をする者に受理されたとき」とあるのは「支払をする者が提供を受けたとき」と、「受理された時」とあるのは「提供を受けた時」とする。

第85条の3第1号及び第2号中「同条第4項」の次に「又は第5項」を加える。

第94条第2項中「第85条第1項若しくは第84条第3項ただし書」を「第84条第3項ただし書若しくは第85条第1項」に改め、「(第85条第1項第1号に該当するものを除く。)」を削る。

附則第2条の3第1項中「及び扶養親族」の次に「(年齢16歳未満の者及び控除対象扶養親族に限る。以下この項において同じ。)」を加える。

附則第3条中「令和4年度」を「令和9年度」に改める。

附則第7条の2第3項中「附則第15条第30項第1号イ」を「附則第15条第27項第1号イ」に改め、同条第4項中「附則第15条第30項第2号イ」を「附則第15条第27項第2号イ」に改め、同条第5項中「附則第15条第30項第3号イ」を「附則第15条第27項第3号イ」に改め、同条第6項中「附則第15条第34項」を「附則第15条第30項」に改め、同条第7項中「附則第15条第38項」を「附則第15条第34項」に改め、同条第8項を削る。

附則第8条の見出し中「平成30年度から令和2年度まで」を「令和3年度から令和5年度まで」に改める。

附則第8条の2の見出し中「令和元年度又は令和2年度」を「令和4年度又は令和5年度」に改め、同条第1項中「令和元年度分又は令和2年度分」を「令和4年度分又は令和5年度分」に改め、同条第2項中「令和元年度適用土地又は令和元年度類似適用土地」を「令和4年度適用土地又は令和4年度類似適用土地」に、「令和2年度分」を「令和5年度分」に改める。

附則第9条の見出し中「平成30年度から令和2年度まで」を「令和3年度から令和5年度まで」に改め、同条第1項中「平成30年度から令和2年度まで」を「令和3年度から令和5年度まで」に改め、「加算した額」の次に「(令和3年度分の固定資産税にあつては、前年度分の固定資産税の課税標準額)」を加え、同条第2項及び第3項中「平成30年度から令和2年度までの各年度分」を「令和4年度分及び令和5年度分」に改め、同条第4項及

び第5項中「平成30年度から令和2年度まで」を「令和3年度から令和5年度まで」に改める。

附則第9条の3中「平成30年度から令和2年度まで」を「令和3年度から令和5年度まで」に改める。

附則第10条の見出し中「平成30年度から令和2年度まで」を「令和3年度から令和5年度まで」に改め、同条中「平成30年度から令和2年度まで」を「令和3年度から令和5年度まで」に改め、「定める率を乗じて得た額」の次に「。以下この項において同じ。」を、「負担調整率を乗じて得た額」の次に「（令和3年度分の固定資産税にあつては、前年度分の固定資産税の課税標準額）」を加える。

附則第11条の2中「同条第4項」の次に「又は第5項」を加え、「令和3年3月31日」を「令和3年12月31日」に改める。

附則第11条の2の2第2項中「同条第2項」の次に「又は第3項」を、「同条第4項」の次に「又は第5項」を加える。

附則第12条第1項中「第5項」を「第8項」に改め、同条第2項中「、当該軽自動車が平成31年4月1日から令和2年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和2年度分の軽自動車税の種別割に限り」を削り、同条第3項中「この項及び次項」を「この条」に改め、「、当該ガソリン軽自動車が平成31年4月1日から令和2年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和2年度分の軽自動車税の種別割に限り」を削り、同条第4項中「、当該ガソリン軽自動車が平成31年4月1日から令和2年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和2年度分の軽自動車税の種別割に限り」を削り、同条に次の3項を加える。

6 法附則第30条第2項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車（自家用の乗用のものを除く。）に対する第86条の規定の適用については、当該軽自動車が令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該軽自動車が令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和5年度分の軽自動車税の種別割に限り、第2項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

7 法附則第30条第7項の規定の適用を受ける3輪以上のガソリン軽自動車（営業用のものに限る。）に対する第86条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車が

令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該ガソリン軽自動車は令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和5年度分の軽自動車税の種別割に限り、第3項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

- 8 法附則第30条第8項の規定の適用を受ける3輪以上のガソリン軽自動車（前項の規定の適用を受けるものを除き、営業用の乗用のものに限る。）に対する第86条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車は令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該ガソリン軽自動車は令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和5年度分の軽自動車税の種別割に限り、第4項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

附則第12条の3第1項中「第5項」を「第8項」に改める。

附則第14条第1項中「平成30年度から令和2年度まで」を「令和3年度から令和5年度まで」に改め、同条第2項中「令和3年3月31日」を「令和6年3月31日」に改める。

附則第17条の6に次の1項を加える。

- 2 所得割の納税義務者が前年分の所得税につき新型コロナウイルス感染症特例法第6条の2第1項の規定の適用を受けた場合における附則第4条の3の2第1項の規定の適用については、同項中「令和15年度」とあるのは「令和17年度」と、「令和3年」とあるのは「令和4年」とする。

（旭川市税条例等の一部を改正する条例の一部改正）

第2条 旭川市税条例等の一部を改正する条例（令和2年旭川市条例第26号）の一部を次のように改正する。

第2条のうち旭川市税条例第11条の2の改正規定中「第11条の2中」の次に「「第43条第5項」を「第43条第7項」に改め、」を加え、同条例第13条第3項の改正規定中「第43条第9項から第16項」を「第43条第11項から第18項」に改め、同条例第43条の改正規定を次のように改める。

第43条第1項中「第4項、第19項、第22項及び第23項」を「第31項、第34項及び第35項」に、「第10項、第11項及び第13項」を「第11項、第12項及び第14項」に、「第4項、第19項及び第23項」を「第31項及び第35項」に、「同

条第22項」を「同条第34項」に、「第3項」を「第2項後段」に改め、同条第2項中「第66条の7第5項及び第11項又は第68条の91第4項及び第10項」を「第66条の7第4項及び第10項」に、「第321条の8第24項」を「第321条の8第36項」に改め、同条第3項中「第66条の9の3第4項及び第10項又は第68条の93の3第4項及び第10項」を「第66条の9の3第3項及び第9項」に、「第321条の8第25項」を「第321条の8第37項」に改め、同条第4項中「第321条の8第26項」を「第321条の8第38項」に改め、同条第17項中「第13項後段」を「第14項後段」に、「第15項」を「第16項」に、「第75条の4第3項若しくは第6項（同法第81条の24の3第2項において準用する場合を含む。）」を「第75条の5第3項若しくは第6項」に、「第10項」を「第11項」に改め、同項を同条第18項とし、同条第16項中「第13項前段」を「第14項前段」に、「第321条の8第51項」を「第321条の8第69項」に、「第10項」を「第11項」に改め、同項を同条第17項とし、同条第15項中「第13項」を「第14項」に、「第10項」を「第11項」に改め、同項を同条第16項とし、同条第14項を同条第15項とし、同条第13項中「第10項の内国法人」を「第11項の内国法人」に、「第75条の4第2項」を「第75条の5第2項」に、「第10項の申告」を「同項の申告」に改め、同項を同条第14項とし、同条第12項中「第10項」を「第11項」に改め、同項を同条第13項とし、同条第11項を同条第12項とし、同条第10項中「第321条の8第42項」を「第321条の8第60項」に、「同条第42項」を「同条第60項」に、「第12項」を「第13項」に改め、同項を同条第11項とし、同条第9項を削り、同条第8項を同条第10項とし、同条第7項中「第5項」を「第7項」に、「第321条の8第22項」を「第321条の8第34項」に、「第4項又は第19項」を「又は第31項」に改め、同項第2号中「第321条の8第23項」を「第321条の8第35項」に改め、同項を同条第9項とし、同条第6項中「第4項又は第19項」を「又は第31項」に、「同条第22項」を「同条第34項」に、「第321条の8第23項」を「第321条の8第35項」に改め、同項を同条第8項とし、同条第5項中「第321条の8第22項」を「第321条の8第34項」に、「同条第21項」を「同条第33項」に、「第4項又は第19項」を「又は第31項」に、「同条第23項」を「同条第35項」に改め、同項を同条第7項とし、同条第4項の次に次の2項を加える。

5 法第321条の8第39項に規定する通算法人（通算法人であつた内国法人（法第

294条第7項に規定する公益法人等に該当することとなつた内国法人を除く。)を含む。次項において同じ。)の法第321条の8第41項に規定する対象事業年度(以下この項及び次項において「対象事業年度」という。)において、同条第41項に規定する調整後過去税額控除額(次項において「調整後過去税額控除額」という。)が過去当初申告税額控除額(同条第41項に規定する過去当初申告税額控除額をいう。次項において同じ。)を超える場合には、同条第41項及び令第48条の13の2に規定するところにより、控除すべき額を当該対象事業年度の第1項の規定により申告納付すべき法人税割額から控除する。

6 通算法人の対象事業年度において過去当初申告税額控除額が調整後過去税額控除額を超える場合には、当該対象事業年度の第1項の規定により申告納付すべき法人税割額は、同項の規定にかかわらず、法第321条の8第42項及び令第48条の13の2に規定するところにより、法人税額を課税標準として算定した法人税割額に、税額控除超過額相当額(同項に規定する税額控除超過額相当額をいう。)を加算した金額とする。

第2条のうち旭川市税条例第44条第4項の改正規定中「第31項」に」の次に「、「第48条の15の5第4項」を「第48条の15の4第4項」に」を加え、同条例第45条の2の改正規定中「第45条の2第4項」を「第45条の2第2項中「第43条第7項」を「第43条第9項」に、「同条第7項」を「同条第9項」に改め、同条第3項中「第48条の15の5第4項」を「第48条の15の4第4項」に改め、同条第4項」に改め、同条例附則第2条の2の改正規定中「附則第2条の2第2項」を「附則第2条の2第1項中「第43条第5項」を「第43条第7項」に改め、同条第2項」に改める。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、公布の日(以下「施行日」という。)から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第1条中旭川市税条例附則第3条の改正規定 令和4年1月1日
- (2) 第1条中旭川市税条例第14条第2項及び第28条の3第1項の改正規定並びに同条例附則第2条の3第1項の改正規定並びに次条第3項の規定 令和6年1月1日
- (3) 附則第3条第3項及び第4項の規定 産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律(令和3年法律第 号)附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日

(市民税に関する経過措置)

第2条 第1条の規定による改正後の旭川市税条例（以下「新条例」という。）第28条の2第4項の規定は、施行日以後に行う同項に規定する電磁的方法による同項に規定する申告書に記載すべき事項の提供について適用し、施行日前に行った第1条の規定による改正前の旭川市税条例（次項において「旧条例」という。）第28条の2第4項に規定する電磁的方法による同項に規定する申告書に記載すべき事項の提供については、なお従前の例による。

2 新条例第28条の3第4項の規定は、施行日以後に行う新条例第28条の2第4項に規定する電磁的方法による新条例第28条の3第4項に規定する申告書に記載すべき事項の提供について適用し、施行日前に行った旧条例第28条の2第4項に規定する電磁的方法による旧条例第28条の3第4項に規定する申告書に記載すべき事項の提供については、なお従前の例による。

3 新条例の規定中個人の市民税に関する部分は、令和6年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和5年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

(固定資産税に関する経過措置)

第3条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中固定資産税に関する部分は、令和3年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和2年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2 生産性向上特別措置法（平成30年法律第25号）の施行の日から令和3年3月31日までの期間（以下この項において「適用期間」という。）内に地方税法等の一部を改正する法律（令和3年法律第7号。第4項において「改正法」という。）第1条の規定による改正前の地方税法（昭和25年法律第226号。次項において「旧法」という。）附則第15条第41項に規定する中小事業者等（以下この項において「中小事業者等」という。）が取得（同条第41項に規定する取得をいう。以下この項において同じ。）をした同条第41項に規定する機械装置等（以下この項において「機械装置等」という。）（中小事業者等が、同条第41項に規定するリース取引（以下この項において「リース取引」という。）に係る契約により機械装置等を引き渡して使用させる事業を行う者が適用期間内に取得をした同条第41項に規定する先端設備等に該当する機械装置等を、適用期間内にリース取引により引渡しを受けた場合における当該機械装置等を含む。）に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

3 地方税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第26号）の施行の日から令和3年3月

3 1日までの期間（以下この項において「適用期間」という。）内に旧法附則第64条に規定する中小事業者等（以下この項において「中小事業者等」という。）が取得（同条に規定する取得をいう。以下この項において同じ。）をした同条に規定する家屋及び構築物（中小事業者等が、同条に規定するリース取引（以下この項において「リース取引」という。）に係る契約により家屋及び構築物を引き渡して使用させる事業を行う者が適用期間内に取得をした同条に規定する先端設備等に該当する家屋及び構築物を、適用期間内にリース取引により引渡しを受けた場合における当該家屋及び構築物を含む。）に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

4 新条例附則第7条の4の規定は、令和3年4月1日以後に改正法第1条の規定による改正後の地方税法附則第64条に規定する中小事業者等（以下この項において「中小事業者等」という。）が取得（同条に規定する取得をいう。以下この項において同じ。）をした同条に規定する特例対象資産（以下この項において「特例対象資産」という。）（中小事業者等が、同条に規定するリース取引（以下この項において「リース取引」という。）に係る契約により特例対象資産を引き渡して使用させる事業を行う者が当該特例対象資産のうち、機械及び装置、工具、器具及び備品並びに同条に規定する建物附属設備にあつては生産性向上特別措置法の施行の日以後、家屋及び構築物にあつては地方税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第26号）の施行の日以後に取得をした同条に規定する先端設備等に該当する特例対象資産を、令和3年4月1日以後にリース取引により引渡しを受けた場合における当該特例対象資産を含む。）に対して課する附則第1条第3号に掲げる規定の施行の日の属する年の翌年の1月1日（当該施行の日が1月1日である場合には、同日）を賦課期日とする年度以後の年度分の固定資産税について適用する。

（軽自動車税に関する経過措置）

第4条 新条例の規定中軽自動車税の環境性能割に関する部分は、令和3年4月1日以後に取得された3輪以上の軽自動車に対して課すべき軽自動車税の環境性能割について適用し、同日前に取得された3輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の環境性能割については、なお従前の例による。

2 新条例の規定中軽自動車税の種別割に関する部分は、令和3年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和2年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

(説 明)

地方税法等の一部改正等に伴い、旭川市税条例等の一部を改正しようとするものである。

旭川市都市計画税条例の一部を改正する条例の制定について

旭川市都市計画税条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和3年4月12日提出

旭川市長 西 川 将 人

旭川市都市計画税条例の一部を改正する条例

旭川市都市計画税条例（昭和31年旭川市条例第27号）の一部を次のように改正する。

附則第2項（見出しを含む。）中「附則第15条第38項」を「附則第15条第34項」に改める。

附則第4項の見出し中「平成30年度から令和2年度まで」を「令和3年度から令和5年度まで」に改め、同項中「平成30年度から令和2年度まで」を「令和3年度から令和5年度まで」に改め、「加算した額」の次に「（令和3年度分の都市計画税にあつては、前年度分の都市計画税の課税標準額）」を加える。

附則第5項及び第6項中「平成30年度から令和2年度までの各年度分」を「令和4年度分及び令和5年度分」に改める。

附則第7項及び第8項中「平成30年度から令和2年度まで」を「令和3年度から令和5年度まで」に改める。

附則第9項の見出し中「平成30年度から令和2年度まで」を「令和3年度から令和5年度まで」に改め、同項中「平成30年度から令和2年度まで」を「令和3年度から令和5年度まで」に改め、「定める率を乗じて得た額」の次に「。以下この項において同じ。」を、「負担調整率を乗じて得た額」の次に「（令和3年度分の都市計画税にあつては、前年度分の都市計画税の課税標準額）」を加える。

附則第13項中「第18項、第24項、第29項、第37項、第38項若しくは第44項」を「第15項、第21項、第26項、第33項、第34項若しくは第39項」に改める。

附則第14項中「平成30年度から令和2年度まで」を「令和3年度から令和5年度まで」に改める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の旭川市都市計画税条例の規定は、令和3年度以後の年度分の都市計画税について適用し、令和2年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

(説 明)

地方税法の一部改正に伴い、旭川市都市計画税条例の一部を改正しようとするものである。

旭川市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例
の制定について

旭川市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和3年4月12日提出

旭川市長 西 川 将 人

旭川市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例

旭川市固定資産評価審査委員会条例（平成11年旭川市条例第49号）の一部を次のように改正する。

第4条中第4項を削り、第5項を第4項とし、第6項を第5項とする。

第6条第2項中「に記名押印して、委員会にこれを」を「を委員会に」に改める。

第10条第5項中「記載し、提出者がこれに署名押印」を「記載」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（説 明）

押印等に係る規定を整備するために、旭川市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正しようとするものである。

旭川市指定通所支援の事業等の人員，設備及び運営の基準等
に関する条例等の一部を改正する条例の制定について

旭川市指定通所支援の事業等の人員，設備及び運営の基準等に関する条例等の一部を改正する条例を次のように定める。

令和3年4月12日提出

旭川市長 西 川 将 人

旭川市指定通所支援の事業等の人員，設備及び運営の基準等
に関する条例等の一部を改正する条例

(旭川市指定通所支援の事業等の人員，設備及び運営の基準等に関する条例の一部改正)

第1条 旭川市指定通所支援の事業等の人員，設備及び運営の基準等に関する条例（令和元年旭川市条例第3号）の一部を次のように改正する。

目次中「第107条」を「第107条・第108条」に改める。

第6条第5項中「第2項」を「前2項」に改める。

第7条第7項中「及び第4項第1号」を「，第4項第1号及び次項」に改める。

第80条第5項中「第2項」を「前2項」に改める。

第107条を第108条とし，第9章中同条の前に次の1条を加える。

(電磁的記録等)

第107条 指定障害児通所支援事業者等及びその従業者は，作成，保存その他これらに類するもののうち，この条例の規定において書面（書面，書類，文書，謄本，抄本，正本，副本，複本その他文字，図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるもの（第14条第1項（第60条，第64条，第78条，第85条，第86条，第90条，第98条及び第103条において準用する場合を含む。），第18条（第60

条，第64条，第78条，第85条，第86条，第90条，第98条及び第103条において準用する場合を含む。)及び次項に規定するものを除く。)については，書面に代えて，当該書面に係る電磁的記録(電子的方式，磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって，電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)により行うことができる。

- 2 指定障害児通所支援事業者等及びその従業者は，交付，説明，同意その他これらに類するもの(以下「交付等」という。)のうち，この条例の規定において書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては，当該交付等の相手方の承諾を得て，当該交付等の相手方が障害児又は通所給付決定保護者である場合には当該障害児又は当該通所給付決定保護者に係る障害児の障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ，書面に代えて，電磁的方法(電子的方法，磁気的方法その他人の知覚によって認識することができない方法をいう。)によることができる。

(旭川市指定通所支援の事業等の人員，設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 旭川市指定通所支援の事業等の人員，設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例(令和3年旭川市条例第10号)の一部を次のように改正する。

附則第12項中「基準該当放課後等デイサービス支援」を「基準該当放課後等デイサービス」に改める。

附 則

- 1 この条例は，令和3年7月1日から施行する。ただし，第1条中旭川市指定通所支援の事業等の人員，設備及び運営の基準等に関する条例第6条第5項，第7条第7項及び第80条第5項の改正規定，第2条の規定並びに次項の規定は，公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正後の旭川市指定通所支援の事業等の人員，設備及び運営の基準等に関する条例第6条第5項，第7条第7項及び第80条第5項の規定並びに旭川市指定通所支援の事業等の人員，設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例の規定は，令和3年4月1日から適用する。

(説 明)

児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員，設備及び運営に関する基準等の一部改正に伴い，旭川市指定通所支援の事業等の人員，設備及び運営の基準等に関する条例等の一部を改正しようとするものである。

旭川市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について

旭川市国民健康保険条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和3年4月12日提出

旭川市長 西 川 将 人

旭川市国民健康保険条例の一部を改正する条例

旭川市国民健康保険条例（昭和34年旭川市条例第5号）の一部を次のように改正する。

附則第14項中「令和元年度分及び令和2年度分」を「令和3年度分」に、「令和2年2月1日」を「令和3年4月1日」に、「令和3年3月31日」を「令和4年3月31日」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（説 明）

保険料の減免の申請の特例に係る規定を整備するために、旭川市国民健康保険条例の一部を改正しようとするものである。

旭川市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について

旭川市介護保険条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和3年4月12日提出

旭川市長 西川 将人

旭川市介護保険条例の一部を改正する条例

旭川市介護保険条例（平成12年旭川市条例第27号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項第7号ア中「200万円」を「210万円」に改め、同項第8号ア中「200万円以上300万円」を「210万円以上320万円」に改め、同項第9号ア中「300万円」を「320万円」に改める。

附則第10条中「令和元年度分及び令和2年度分」を「令和3年度分」に、「令和2年2月1日」を「令和3年4月1日」に、「令和3年3月31日」を「令和4年3月31日」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（適用区分）

- 2 この条例による改正後の旭川市介護保険条例第3条第1項の規定は、令和3年度分の保険料から適用し、令和2年度分までの保険料については、なお従前の例による。

（説 明）

保険料率に係る規定を整備する等のために、旭川市介護保険条例の一部を改正しようとするものである。